SHOW-HEYシネマルーム

★★★★★

裁判員—決めるのはあなた

２００３（平成１５）年６月１日鑑賞

Data

監督：石橋冠

出演：石坂浩二／岩崎ひろみ／渡辺哲／庄司永建／宇都宮雅代／中島久之／浜田学／水木薫／左時枝

みどころ

この映画は日弁連が「裁判員制度」の啓蒙のために制作したモノ。殺人事件を素材に、７人の裁判員と石坂浩二扮する裁判長が尽くす「評議」は『１２人の怒れる男』ばりのスリリングなもの。こんな理想的な評議ができれば「裁判員制度」は当然ＯＫだが・・・。国民必見の学習映画に仕上がっていることは間違いなし。

——＊——＊——＊——＊——＊——＊——＊——＊——＊——＊——

＜映画制作の目的は裁判員制度の啓蒙活動＞

この映画は、日弁連が裁判員制度を国民に広く理解してもらうためにつくったモノ。「陪審制度」の導入については、審議期間を２年と限定された司法制度改革審議会の中で精力的な議論がなされた。中でも陪審制導入論者と参審制採用論者との議論は火花を散らし、結局２００１年６月の最終報告では「裁判員制度」に落ち着き、現在、司法制度改革推進本部がその制度設計を行っている最中だ。これは、①選挙人名簿から無作為に選ばれた国民が裁判員となり、裁判官と同じ権限を持つ、②死刑、無期懲役などの重罪の刑事事件を対象とする、③裁判員は事件ごとに選ばれる、④裁判官と一緒に有罪・無罪を決め、また量刑も判断する、という内容で、陪審制よりも参審制に近いものといえよう。評決は多数決で行われるため、裁判官と裁判員の数の比率をどうするかなど、今後煮詰めるべき課題も多いが、司法への市民参加がいよいよ現実のものとなってきたことは間違いない。

＜映画で描かれる裁判のテーマは殺人罪＞

痴呆老人となっている姑の世話に疲れ果てた嫁が、ある日公園の階段から姑を突き落として殺害したという殺人罪で起訴された。

争点の第１は、被告人の自白。公判廷において明確に「自分は、おばあちゃんを殺したりしていません！」と叫んだ被告人は、逮捕後１２日目に殺人を自白していたのだ。裁判員の多くは、「殺してもいないのに自白をするはずがない。自白したのはやはり殺したからだろう」と考え、有罪の立場からスタートした。

争点の第２は、目撃証人のＡとＢの証言の食い違いとその信用性。Ａは検察側の証人で被告人とも被害者とも顔見知りの近所の主婦。痴呆老人の介護に疲れた被告人のグチも聞いていた立場だ。証人Ａは、自分が階段の下にいる時、おばあちゃんと目が合い、その直後に被告人がおばあちゃんの背中を突き飛ばして転落させるのを見たと証言する。他方、弁護側の証人Ｂは未成年の男の子。公園で座ってメールを打っていた時、口論の声に気がついて見ていたら、おばあちゃんが階段から足を踏みはずして落ちるのを見た、被告人は絶対おばあちゃんを突き落としたりしていない、と証言した。しかし、検察側の反対尋問によって、この証人Ｂは、未成年にもかかわらず直前にタバコと酒を買っていたこと、少年院経験があり、保護観察中の立場であることなどが追及された。

＜７人の裁判員、そして裁判長＞

この事件をはじめて「裁判員制度」で審理する裁判長が石坂浩二。そして裁判員は男４人、女３人の合計７名。現在その設計を検討中の「裁判員制度」では、裁判員の人数をどうするかが最大の争点で、未だ結論が出ていないが、当面この映画では７名とされている。

選挙人名簿の中から無作為に選ばれて駆けつけた裁判員候補者の中から、検察官、弁護人立ち合いの下に、裁判員の「忌避手続」が実施され、残ったのがこの７名だ。裁判員による評議の進展の中で少しずつ明らかにされる各裁判員の職業や経験、そしてモノの考え方。そして、裁判員の「評議」にイライラしたり悩みながら、評議を進めていく２８年のキャリアを持つ裁判長。この評議を通して描かれる彼ら裁判員の人物像やその学習のありさまが、この映画の本筋だ。

＜よくできた構成＞

この映画は、統括プロデューサー近藤晋、脚本監修市川森一、脚本酒井直行、監督石橋冠で制作されており、実によく構成された出来となっている。基本的なつくり方は、ヘンリー・フォンダが主演したアメリカの陪審映画の名作『十二人の怒れる男』（１９５７年）を土台としたもの。また、これを日本風にアレンジした『１２人の優しい日本人』（１９９１年）と同様なもの。素人の裁判員が、どのようにして被告人の有罪・無罪を判定していくのかを、公判廷での審理を前提としながらうまく組み立てて表現している。当初は混乱していた評議における議論がいつの間にか整理されていく様子が見事に描かれる。またその評議の中で、当初イヤイヤながら参加していた裁判員たちが、それぞれの体験を踏まえてしっかりと自分の意見を述べ、真実の発見に努力していく様子もイキイキと描かれてい

る。

見事なのが裁判長のリード。「裁判員制度」の意義と裁判員の役割を十分に理解させながら評議を進めていくことの難しさをよく知っている裁判長は、ややもすれば横道にそれたり、感情的になったりする裁判員たちの議論を実にうまくまとめ、集約していく。そして自らも「感情が入ってはダメなんですか？」、「裁判長はロボットみたい！」などの裁判員からの言葉から学び、共に真実を発見していくという「裁判員制度」の良さを確認するという重要な役柄だ。

＜「裁判員制度」の紹介にはもってこいの映画＞

裁判員制度を国民に理解してもらうためには、１００回の講演会をやるより、1回のこの映画の上映会の方が効果的だろう。とにかく誰が観ても「裁判員制度」の意義を十分に伝えることができる映画だから。

もっとも私に言わせれば、ちょっと出来すぎ、つまり、「裁判員制度」による審理があまりにもうまく行きすぎ（理想的に運営されすぎ）の感がある。しかしそれは、この映画制作の目的からすればやむを得ないだろう。とにかく、広く全国的に上映して、国民が「裁判員制度」に興味をもつことを強く願いたい。

２００３（平成１５）年6月２日記